

# 確定申告・市県民税申告 はお早めに！ 2月16日(木)～3月15日(木)

平成23年分の所得税の確定申告は2月16日(木)から3月15日(木)までとなっています。例年、申告期限前は窓口が混雑しますので、申告が必要な人は必要書類などを事前に確認し、余裕を持ってお早めに申告をしてください。

なお、確定申告期間中、市役所では申告会場を開設しています。

## ■市の申告会場に関する注意事項

- 合志庁舎では2月27日から3月7日まで受付ができません。
- 決められた時間以外での受付はできません。時間まで番号順にお待ちいただきます。
- 申告はできるだけ地区指定日をお願いします。3月8日から15日まで(土日を除く)は地区指定なく合志庁舎・西合志庁舎で受付を行いますが、毎年大変混雑し、長時間お待たせする場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。
- 申告会場は全て午前8時30分頃に開場し、番号札も同じ時間から用意しますのでご注意ください。

## ■市の申告会場では受け付けることができない申告

以下の所得などがある人の申告は、市の申告会場では受け付けることができませんので、税務署での申告をお願いします。

- 青色申告
- 消費税、贈与税の申告
- 譲渡所得の申告
- 免税所得がある場合の申告
- 先物取引所得がある場合の申告
- 住宅借入金等特別控除で、住宅取得に際し贈与を受けた場合の申告

※詳しくは税務署にご相談ください。

## ■合志市申告会場の日程

受付時間 会場	全会場共通		午前9時～11時		午後1時～4時	
	合志庁舎	泉ヶ丘支所	西合志庁舎		須屋市民センター	
	地区名	地区名	地区名		地区名	
			午前	午後	午前	午後
2月16日(木)	出分 新古閑 上古閑 御領				西須屋団地	須屋
2月17日(金)	野付 横町 竹迫住宅 合志中央団地				県営住宅 堀川	須屋
2月20日(月)	上町 日向 新迫 下町				須屋	須屋
2月21日(火)	二子 油古閑 原口 原口下				上須屋	上須屋
2月22日(水)	上庄				東須屋	東須屋 南須屋
2月23日(木)	平島 鹿水 栄住宅 山下団地				榎ノ本 南陽	黒石 九州沖縄農研
2月24日(金)	新栄温泉団地 中林 後川辺 栄温泉団地				新開 みずぎ台	黒石団地 陽光台
2月27日(月)		群 桜路			黒石団地	黒石団地
2月28日(火)		黒石原 西沖住宅	御代志	御代志 南原住宅		
2月29日(水)		泉ヶ丘	若原	若原		
3月1日(木)		雇用促進住宅 笹原	大池 東大池	木原野 ユトリック団地		
3月2日(金)		すずかけ台	外園 湯之端 くぬぎヶ丘団地	中尾 芝原 東		
3月5日(月)		沖野台 永江団地	城 上生 北	本村 辻		
3月6日(火)		武蔵野台	小合志 小池	高木 江良 合生住宅		
3月7日(水)		杉並台	灰塚 黒松 辻久保	弘生 生坪 立割 桑木鶴団地		
3月8日(木)	地区指定なし受付				地区指定なし受付	
3月9日(金)	地区指定なし受付				地区指定なし受付	
3月12日(月)	地区指定なし受付				地区指定なし受付	
3月13日(火)	地区指定なし受付				地区指定なし受付	
3月14日(水)	地区指定なし受付				地区指定なし受付	
3月15日(木)	地区指定なし受付				地区指定なし受付	

※ご注意ください!  
2/27～3/7の間は合志庁舎での受付はしていません。

※須屋市民センターの駐車場は、建物右奥のグラウンドをご利用ください。ご協力をお願いします。

問い合わせ先 税務課(合志庁舎) ☎248-1114

## ■確定申告が必要な人

- 給与収入が2千万円を超える人
- 2カ所以上の事業所からの給与がある人
- 給与所得があり、給与以外の所得が20万円を超える人
- 土地や建物などの譲渡所得がある人
- 生命保険(死亡・満期)受取による所得がある人など

## ■市県民税申告が必要な人

平成24年1月1日現在で合志市に住所があり次に該当する人

- 平成23年中に所得税はかからないが、何らかの収入があった人
- 平成23年中に収入がなかった人
- 遺族年金や傷病手当のみの給付を受けている人
- 市外の人(単身赴任などの人)の扶養となっている人など

※ただし、次の場合を除きます。

- 確定申告書を税務署に提出する人
- 給与所得のみで年末調整が済んだ人
- 市内に住所のある親族の扶養になっている人

## 菊池税務署からのお知らせ

### ■確定申告受付日程(菊池税務署)

期 日	2月16日(木)～3月15日(木) (土日を除く)
時 間	午前9時～午後4時
会 場	菊池税務署 〒861-1393 菊池市隈府874-1
問い合わせ先	菊池税務署(代表・総務課) ☎0968-25-2121

※贈与税の申告:3月15日(木)まで

※消費税の申告:4月2日(月)まで

### ■無料相談会を実施します

下記の期間中に、南九州税理士会菊池支部による無料相談会を実施します。

期 間	2月2日(木)～2月14日(火) (土日祝日を除く)
場 所	菊池税務署

### ■確定申告書は国税庁のホームページから作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が自宅で作成することができます。ここで作成した申告書などのデータは国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して送信できます。また、印刷した申告書は税務署に直接郵送または持参することができます。

【国税庁】 <http://www.nta.go.jp>

【e-Tax】 <http://www.e-tax.nta.go.jp>

## ■申告に必要な主なもの

- 給与や公的年金の源泉徴収票、支払調書(原本)
- 社会保険料控除証明書(国民年金、任意継続保険など)
- 保険料などの控除証明書(生命保険・個人年金・地震保険)
- 農業、営業、不動産などの所得がある人は収支内訳書(収入金額と必要経費を記載したもの)
- 印かん(認印で可)
- 本人名義の口座番号が分かるもの(通帳など)
- 税務署から申告書が送付されている人はその申告書
- 医療費控除関係(領収書(原本)、高額療養費や保険会社からの給付金額が分かるもの)

※あらかじめ領収書の金額を申告する人ごとに集計を済ませておいてください。集計していないと受け付けることができません。

## ■申告をしないままですと

平成23年中の所得の確定ができないため、保育園入園・公営住宅入居などの手続きに必要な各種証明書(所得証明書・課税証明書など)が発行できなくなることがあります。また、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の適正な算定ができません。

## 菊池税務署案内図



## 年金所得者の平成23年分の確定申告について

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

(注1) この場合であっても、例えば、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできません。

(注2) 所得税の確定申告書の提出を必要としない場合であっても、社会保険料控除などを受けたりなど、住民税の申告が必要となる場合があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。菊池税務署へご相談ください。